

現在募集中の義援金

平成30年7月豪雨災害義援金

募集期間 平成30年7月10日（火）～平成30年9月28日（金）

詳しくは4ページ目をご覧ください。

平成30年大阪府北部地震義援金

募集期間 平成30年6月22日（金）～平成30年9月28日（金）

詳しくは3ページ目をご覧ください。

平成28年熊本地震義援金

募集期間 平成28年4月18日（月）～平成31年3月31日（金）

詳しくは2ページ目をご覧ください。

平成30年7月豪雨災害義援金

平成30年7月の豪雨により、西日本を中心に甚大な被害が生じています。
この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。
皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「平成30年7月豪雨災害義援金」
2. 募集期間 平成30年7月10日（火）～平成30年9月28日（金）

3. 受付方法

■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会（登別市社会福祉協議会）
受付時間 平日9時～17時30分（土・日祝日除く）
住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21
T E L 0143-88-0860

■義援金送付先（直接送金する場合）

中央共同募金会の受付口座(振込手数料無料)
金融機関名：ゆうちょ銀行
口座番号：00180-7-634691
口座名義：中央共同募金会平成30年7月豪雨災害義援金

4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合は、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けることができます。

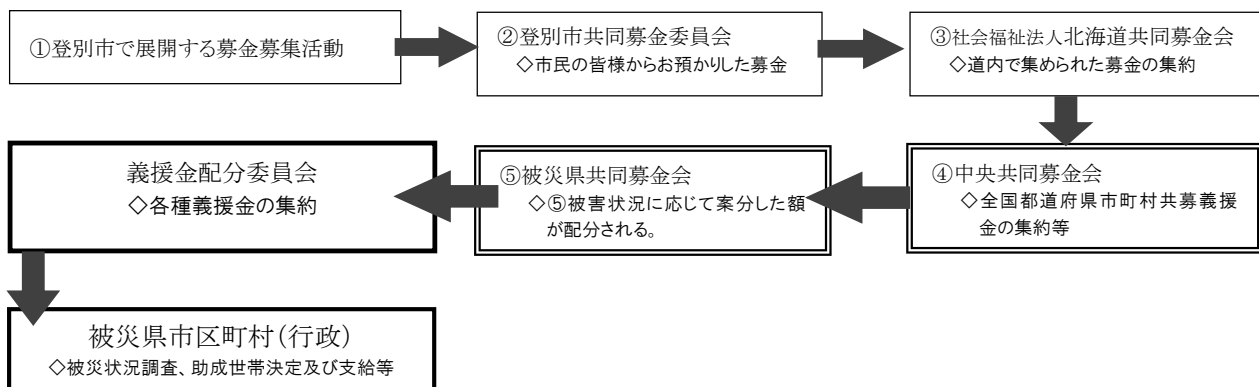
《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。

<集められた義援金の流れ>



平成30年大阪府北部地震義援金

平成30年6月18日に発生した地震により、大阪府では大きな被害がでております。
この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。
皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「平成30年大阪府北部地震義援金」
2. 募集期間 平成30年6月22日（金）～平成30年9月28日（金）

3. 受付方法

■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会（登別市社会福祉協議会）
受付時間 平日9時～17時30分（土・日祝日除く）
住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21
T E L 0143-88-0860

■義援金送付先（直接送金する場合）

大阪府共同募金会の受付口座(振込手数料無料)
金融機関名：ゆうちょ銀行
口座番号：00950-9-333113
口座名義：大阪府共同募金会大阪府北部地震義援金

4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合は、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けることができます。

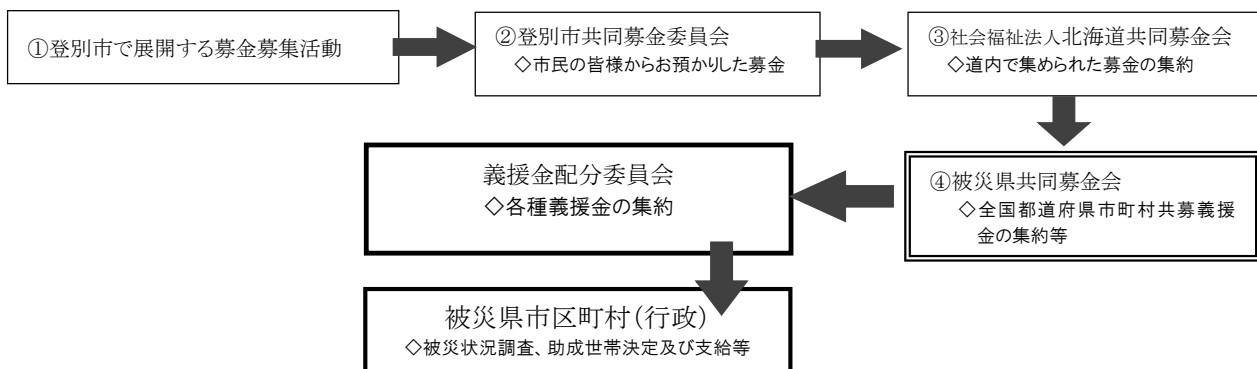
《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。

<集められた義援金の流れ>



平成28年熊本地震義援金募集

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、大きな被害がでております。この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

1. 義援金名 「平成28年熊本地震義援金」
2. 募集期間 平成28年4月18日（月）～平成31年3月31日（日）

3. 受付方法

■義援金取り扱い窓口

①登別市共同募金委員会（登別市社会福祉協議会）

受付時間 平日9時～17時30分（土・日祝日除く）

住 所 登別市片倉町6-9-1 しんた21

T E L 0143-88-0860

②室蘭民報社中部支社

受付時間 平日9時～16時（土・日祝日除く）

住 所 登別市中央町1-12-11

T E L 0143-85-4530

■義援金送付先（直接送金する場合）

北海道共同募金会の受付口座

金融機関名：ゆうちょ銀行

口座番号：00950-2-174321

口座名義：熊本県共同募金会熊本地震義援金

4. 税制優遇措置

株式会社等の法人からの寄付行為は『全額損金』として取り扱えます。

《法人税法第37条第3項第2号》

個人からの寄付行為が2001円以上の場合は、所得税・住民税の『寄付金控除』を受けることができます。

《所得税法第78条第2項第2号、地方税法第37条2・第314条の7第1項第1号》

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

5. その他 災害義援金のみ取扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

詳しくは中央共同募金会ホームページをご覧ください。（HP 義援金ページリンク）

<集められた義援金の流れ>

